

令和9年4月1日開所小規模保育事業

公募要項

令和8年10月

朝霞市

令和9年4月1日開所小規模保育事業公募要項

1 募集の目的

朝霞市では、地域ごとの保育需要に対応し、子どもが安心して保育を受けられる環境を確保するため、小規模保育事業(C型を除く)を設置・運営する事業者を募集します。

2 募集概要

項 目	内 容											
施設種別	小規模保育事業(児童福祉法第6条の3第10項)											
募集枠及びエリア	計2園 (4(2)整備条件 参照)											
開所予定日	令和9年4月1日											
利用定員	19名以下／園 定員設定の例 <table><tr><th>0歳児</th><th>1歳児</th><th>2歳児</th><th>合計</th></tr><tr><td>0人</td><td>9人</td><td>10人</td><td>19人</td></tr></table> ・各年齢の定員は持ち上がりできる定員設定としてください。 ・定員設定に当たっては地域の保育ニーズに応じて朝霞市との協議に応じていただきます。また、保育ニーズの高い1歳児枠の確保にご配慮した定員設定をお願いします。				0歳児	1歳児	2歳児	合計	0人	9人	10人	19人
0歳児	1歳児	2歳児	合計									
0人	9人	10人	19人									
整備補助	なし(整備費・改修費等の補助金交付はありません。)											
整備手法	応募事業者による土地・建物の確保(新築、賃貸物件の改修等)											

3 スケジュール

申請要項に対する質問事項受付締切日時	令和8年10月26日(月)正午
質問事項に対する回答のホームページ公表	令和8年11月2日(月)
申請応募締切日時	令和8年11月13日(金)正午
書類審査、現地確認	令和8年11月中旬
プレゼンテーション審査	令和8年11月 20 日(金)
設置運営事業者決定通知の交付	令和8年11月下旬
認可に向けての協議 (認可申請書、確認申請書の提出)	運営事業者と日程を調整
入園予定児童の面談	令和9年3月上旬～中旬
開所	令和9年4月1日(木)

4 応募条件等

(1) 応募資格

応募者は、次のすべての要件を満たす法人とします。

- ア 令和8年度中に小規模保育施設を整備し、令和9年4月1日までに必要な施設、職員及び運営体制を整え、開所できること。
- イ 認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業(居宅訪問は除く。)の運営実績があること。
- ウ 施設整備及び継続的な運営に必要な資金を確保し、借入金がある場合は、現実的な返済計画を有すること。
- エ 公募申込書の受付締切日において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各号(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- オ 公募申込書の受付締切日において、朝霞市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない法人であること。
- カ 公募申込書の受付締切日において、会社更生法又は民事再生法等による手続をしている法人でないこと。
- キ 法人、代表者、役員等が、朝霞市暴力団排除条例(平成24年朝霞市条例第32号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員を雇用していないこと。
- ク 国税及び地方税に滞納がないこと。
- ケ 児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当していないこと。
- コ 子ども・子育て支援法第52条第2項の規定により特定地域型保育事業の確認申請をすることができない者に該当していないこと。
- サ 既存の運営施設において、指導監査等で改善を求められた事項に適切に対応しており、児童の安全等に関わる重大な未改善事項がないこと。
- シ 本公募要項及び選定時の提案内容を遵守し、市の協議、調査及び指導に対応できること。

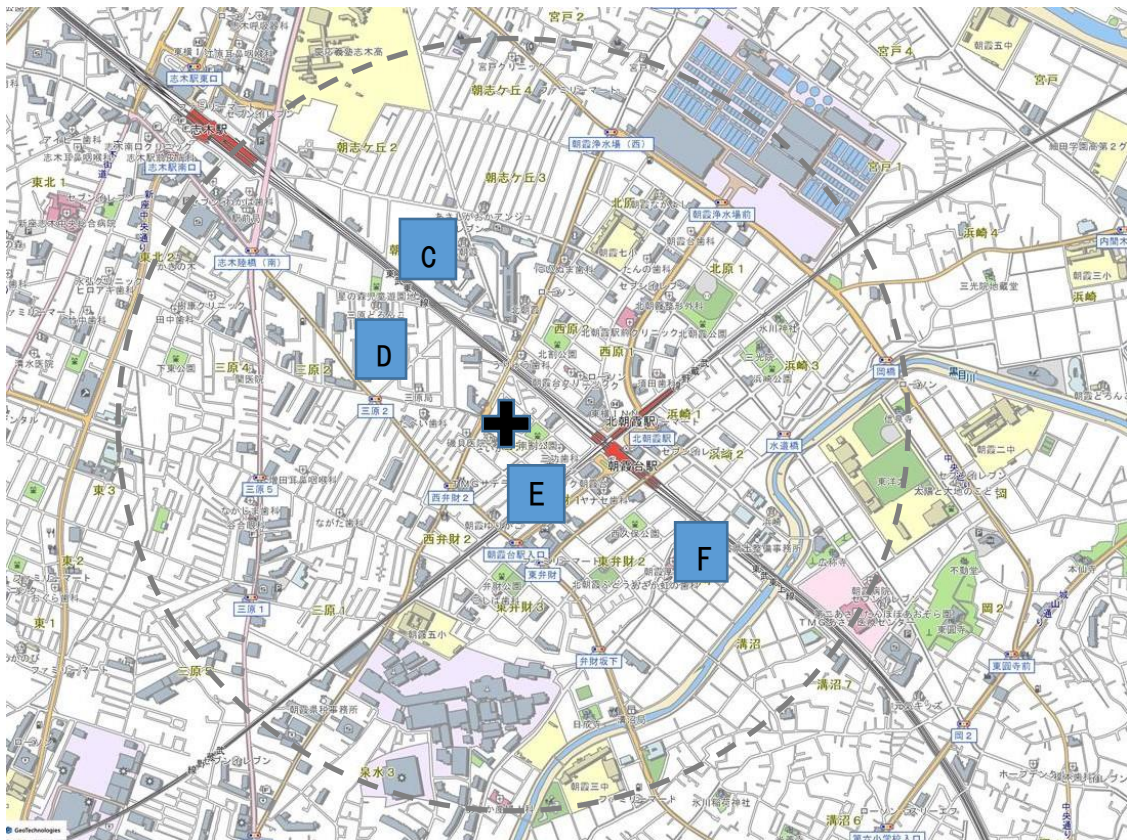
(2) 整備条件

ア 建物の所在地は次の2地域のいずれかであること。(朝霞市内に限る。)

・朝霞駅近辺に建設予定マンション2棟を中心とする概ね 1.2km(自転車約10分・徒歩約 20 分程度)の範囲



・朝霞台駅・北朝霞駅近辺に建設予定マンション4棟を中心とする概ね 1.2km(自転車約10分・徒歩約 20 分程度)の範囲



イ 自主整備とし、整備費・改修費等の補助金交付はありません。

ウ 土地及び建物については、応募者の責任において確保してください。

賃借する場合は、安定した保育の継続に必要な使用期間を確保できる計画とし、所有者との協議状況、賃借期間、更新条件、賃借料及び保育施設として使用することへの承諾を明らかにしてください。応募時には、登記事項証明書、使用承諾書、合意書その他土地及び建物の確保状況を確認できる資料を提出してください。

エ 施設は、開設時に適用される関係法令及び「朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」並びに「朝霞市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を遵守してください。本市の条例等については、朝霞市ホームページの例規集から確認可能です。

計画段階から、認可担当、建築担当、消防、保健所等の関係機関に必要な相談を行い、建築確認、用途変更その他の必要な手続を実施してください。既存建物を活用する場合も、耐震性及び法令適合性を確認できる資料を提出してください。

保育室、調理設備、便所、手洗い設備、屋外遊戯場等を適切に確保し、採光、換気、衛生、防犯及び避難(2方向避難を確保)に配慮してください。

オ 送迎及び周辺環境への配慮

送迎用の駐車・駐輪スペースは、地域の交通状況及び想定される利用方法を踏まえて計画してください。近隣の月極駐車場への無断駐車、路上駐車、歩道上の滞留等を防止するため、送迎動線、保護者への周知及び混雑時の対応を具体的に示してください。

カ 地域住民への説明

応募者は、市と説明の時期及び範囲を協議した上で、近隣住民等に整備計画、運営内容、工事、送迎、騒音及び安全対策を説明し、理解を得るよう努めてください。

説明日時、対象者、説明内容、寄せられた意見及び対応方針を記録し、市に提出してください。選定前の説明では、開設は未決定であることを明確にしてください。

(3)運営条件

ア 事業類型は、小規模保育事業のA型あるいはB型とします。

イ 子どもの人格を尊重し、保育所保育指針(平成 29年厚生労働省告示第117号)を遵守した保育を実施してください。

年齢や発達、障害、健康状態等に応じた保育を実施できる体制を整え、関係機関と連携してください。給食は、各施設類型の基準に適合する方法で提供し、栄養、衛生、離乳食及び食物アレルギーへの対応を明確にしてください。保護者には保育内容及び費用を分かりやすく説明するとともに、相談・苦情対応体制を整備してください。また、個人情報適切に管理し、市が行う入所及び利用調整に協力してください。

ウ 安全管理及び権利擁護

事故、災害、感染症、不審者及び不適切な保育等への対策を整備し、安全計画、研修、訓練及び報告体制を具体的に示してください。虐待や児童対象性暴力等の防止に取り組み、こども性

暴力防止法を含め、適用される関係法令に基づく必要な措置を講じてください。事故等が発生した場合は、児童の安全確保を優先し、保護者及び関係機関に所定の報告を行ってください。

エ 連携施設

保育内容の支援、代替保育及び卒園後の受入れについて、関係基準に適合する連携体制を確保してください。応募時には、連携先、協議状況、役割分担及び卒園後の受入れ枠を示し、市が指定する日までに必要な合意書等を提出してください。基準上の例外等の適用を検討する場合は、応募前に市に相談してください。

オ 開所日、開所時間

開所日は月曜日から土曜日とし、休園日は原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日)とします。お盆休みや開園記念日等、施設独自の休日は原則、設定できません。

開所時間は午前8時30分から午後6時までを含む11時間以上とし、保育標準時間及び保育短時間に対応してください。

カ 職員配置

職員配置は以下のとおりとなります。常勤・非常勤の別、資格、勤務時間、採用時期及び採用方法を含む職員確保計画を提出してください。職員の処遇、研修、休暇取得及び欠員時の補充体制を明らかにし、開設前から職員が保育方針、安全管理及び保護者対応を共有できるよう研修を実施してください。

施設長		必置(保育従事者と兼務可)
保育従事者	資格	A型かB型かで異なる。朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を確認すること。
	配置割合	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1
嘱託医 嘱託歯科医		必置 ※児童の健康診断や健康管理に関する支援を連携施設の嘱託医及び嘱託歯科医から受ける場合は置かなくてよい。
調理員		必置 ※調理業務の委託、連携施設からの搬入を行う場合は置かなくてよい。

キ 運営基準

運営については、関係法令及び「朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」並びに「朝霞市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を遵守してください。また、「朝霞市保育園運営基準」(別紙)を遵守するよう努めてください。本市の条例等については、朝霞市ホームページの例規集から確認可能です。

5 応募方法

(1) 応募締切日時:令和8年11月13日(金)正午まで

(2) 提出場所:保育課窓口(持参又は郵送(締切日必着)です。

なお、持参する場合は、「10 担当部署」に提出日時を事前に連絡してください。

提出の受付は、土、日、祝日を除く平日午前8時45分～正午及び午後1時～午後4時とします。

(3) 提出内容:提出書類一覧(様式第1号(別紙))のとおりです。

留意事項:提出方法及び部数

【マスキング無し】

正本1部、副本3部(副本は、複写したものでも可)

A4サイズ(縮小すると判読困難なものについては、折り込み可)とし、フラットファイル等を用いてインデックスを付けてください。

【プレゼンテーション審査用(マスキングあり)】

PDF形式ですべての書類を提出一覧(様式第1号(別紙))の順番にしたものをPDF形式で1つのファイルに結合した状態のものを提出してください。

※提出した資料の変更は認めません。ただし、本市が必要と認めたときには、追加、補正資料の提出や内容の再説明等を求める場合があります。

(4)公募要項等に関する質問

公募要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期限:令和8年10月26日(月)正午

受付方法:「公募要項等に関する質問書(様式第3号)」に記入の上、Eメールで提出してください。

回答については、取りまとめの上、11月2日(月)までに本市ホームページで公表します(質問者の法人名等は公表しません。)

※電話や窓口(説明会含む。)での口頭による質問は、受け付けません。

※質問に対する回答についても、公募要項等の一部として取り扱います。

6 設置運営事業者の選定

(1) 選定方法

設置運営事業者の選定に当たっては、朝霞市民間保育所等設置運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、書類審査、現地確認及びプレゼンテーション審査を実施します。

審査内容及び審査基準等の詳細については、別添「令和9年4月1日開所小規模保育事業審査基準書」を参照してください。

・プレゼンテーションについて

① 審査日 令和8年11月20日(金)

② 審査会場 朝霞市民会館(ゆめぱれす)

朝霞市本町1-26-1

③ 出席者 3名以内

- ④ 所要時間 45分以内(応募者による説明は15分程度とし、質疑応答、設営及び撤収を含めて45分以内としてください。)

⑤ 注意事項

・プレゼンテーションは、申請時に提出された書類を基に行い、新たな資料の配布はできません。

・プレゼンテーションに必要なパソコン、プロジェクター機器はすべて申請者が用意することとし、指定された時間内に準備及び撤収作業を完了してください。

スクリーンは市で用意します。

(2) 設置運営事業者の決定

委員会における選定結果を踏まえ、本市は設置運営事業者を決定し、認可に向けて協議をします。このとき、本市又は委員会は、必要に応じて附帯条件を付すことができることとします。

審査の結果は、文書で全応募者に通知するとともに、速やかに本市ホームページで公表します。

なお、委員会において、適した事業者がいらないとの選定結果になった場合には、設置運営事業者を決定しないものとします。

7 選定後の手続き

選定された事業者は、市及び関係機関との協議を行い、施設整備、職員確保、認可及び子ども・子育て支援法に基づく確認等の手続きを進めてください。整備及び職員採用の進捗を市に報告するとともに、開設前には入園予定児童の面談等を実施してください。

選定は、認可、確認又は開設を保証するものではありません。

8 提案資格の喪失

応募後に、次のいずれかに該当したときは、本公募に対する応募を無効とし、既に提出された書類も無効とします。

- (1) 応募条件等に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 本市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) その他本公募の公平性に影響を与える行為等があったとき。

9 その他

- (1) 本公募及び開設に係る費用は、応募者の負担とし、提案資格を喪失した場合も同様とします。
- (2) 応募書類提出後の追加及び修正は認めません。
- (3) 本市に提出された書類は返却しません。提案資格を喪失した場合も同様です。
- (4) 法人が本公募のために本市から受領した資料は、本市の許可なく公表及び使用することはできません。
- (5) 本市は、提出された書類について、事業者の選定及び審査の目的以外には使用しません。

- (6) 本市は、提出された書類について、朝霞市情報公開条例の規定に基づき、非開示情報(営業上の秘密等)に該当するものとして取り扱います。ただし、選定結果(選考により決定した設置運営事業者名、審査得点等)については公表します。
- (7) 公募への応募資格の確認の結果、資格を有すると認められる者がいない場合は、本公募を中止します。
- (8) 本公募要項に定めることのほか、本公募の実施に当たり必要な事項が生じた場合には、応募した法人に通知します。
- (9) 本公募により設置される小規模保育施設は、令和9年4月入所における「二次申請(二次利用調整)」の対象施設となります。
- (10) 小規模保育事業所等へ入所するにあたり、本市から保育の必要性が認定され、利用調整を受けた利用者と事業者が公的契約を結ぶことになります。入所に関しては、利用者が保育の必要性の認定を受け、市で利用調整がなされた場合、施設には保育の応諾義務が生じます(例えば、加配が必要な児童である場合も含まれます)。正当な理由が認められない限り、入所を拒否したり、一方的に退所させたりすることはできません。
- (11) 本公募要項の記載内容については、制度改正に伴い変更する場合があります。
- (12) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。
- (13) 開所後の運営に係る経費については、今後、市議会における必要な予算の議決を前提としており、予算の審議結果等により、整備内容や開所時期を変更する場合があります。

10 担当部署

朝霞市こども部 保育課 保育入所係 (担当 白倉・奥山)

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町一丁目1番1号

電 話 048-463-2836(直通)

E-mail hoiku@city.asaka.lg.jp

各種手続きに関する問合せは、土、日、祝日を除く平日午前8時45分～正午及び午後1時～午後4時とします。